別添34　頭部後傾抑止装置の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車（車両総重量が3.5ｔを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下の自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）及び原動機付自転車（二輪の原動機付自転車、最高速度20km／ｈ未満の原動機付自転車及び付随車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては、運転者席、これと並列の座席及び自動車の側面に隣接する座席）に備える頭部後傾抑止装置（座席の背もたれ部分（以下「シートバック」という。）が、本技術基準2.1.に定義する頭部後傾抑止装置として設計されているものを含む。）に適用する。

ただし、次に掲げる座席に備える頭部後傾抑止装置には適用しない。

一～五　（略）

2.～4.　（略）

別紙1～別紙3　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（車体） **第六十二条の二**　保安基準第六十一条の二（第一号に係る部分に限る。）並びに細目告示第二百四十二条の二第一項、第二百五十八条の二第一項及び第二百七十四条の二第一項の規定は、平成三十二年三月三十一日までの間は、適用しない。 2　平成三十三年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十一条の二（第二号に係る部分に限る。）並びに細目告示第二百四十二条の二第二項、第二百五十八条の二第二項及び第二百七十四条の二第二項の規定は、適用しない。 （ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置） **第六十三条**　次に掲げる原動機付自転車については、保安基準第六十一条の三第二項から第四項までの規定は、適用しない。 一～七　（略） 八　ガソリンを燃料とする原動機付自転車であって平成二十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であって平成二十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、保安基準第六十一条の三第五項並びに細目告示第二百四十三条第二項第二号及び同条第四項、第二百五十九条第二項第二号及び同条第四項及び第二百七十五条第二項第二号及び同条第四項の規定は、適用しない。 九～十一　（略）	（新設） （ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置） **第六十三条**　次に掲げる原動機付自転車については、保安基準第六十一条の二第二項から第四項までの規定は、適用しない。 一～七　（略） 八　ガソリンを燃料とする原動機付自転車であって平成二十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であって平成二十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、保安基準第六十一条の二第五項並びに細目告示第二百四十三条第二項第二号及び同条第四項、第二百五十九条第二項第二号及び同条第四項及び第二百七十五条第二項第二号及び同条第四項の規定は、適用しない。 九～十一　（略）

別添34　頭部後傾抑止装置の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車（車両総重量が3.5ｔを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下の自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては、運転者席、これと並列の座席及び自動車の側面に隣接する座席）に備える頭部後傾抑止装置（座席の背もたれ部分（以下「シートバック」という。）が、本技術基準2.1.に定義する頭部後傾抑止装置として設計されているものを含む。）に適用する。

ただし、次に掲げる座席に備える頭部後傾抑止装置には適用しない。

一～五　（略）

2.～4.　（略）

別紙1～別紙3　（略）